

指定管理者評価シート(第2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働室 市民活動推進課 健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課
評価対象期間	平成25年4月1日～26年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東小学校区コミュニティ推進協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関すること。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関すること。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関すること。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関すること。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関すること。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関すること。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関すること。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関すること。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関すること。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関すること。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関すること。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関すること。</p>	
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日	

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	
【評価のポイント】 ① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。 ② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。 ③ 施設の設置目的に応じた適切な広報活動がなされ、その効果があったか。	
[所見] (コミセン) 利用者の多くは高齢者で、登録グループ活動を楽しく、活発に利用している。 (憩いの家) 参加者は増加しているが、定年や年金支給年齢の延長に伴い、新規利用者の高齢化や減少が見られる。今回チラシやHPで広報活動をしていたことを初めて知った。	
[改善項目] (憩いの家) 広報活動を行いながら参加者を増やしていくことが必要である。	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	
【評価のポイント】 ① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。	
[所見] 特になし。	
[改善項目] 特になし。	
(3) 利用者の満足度	
【評価のポイント】 ① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。 ② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。 ③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。 ④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	
[所見] (両館共通) 苦情の内容が施設の施設の古さによるものについては、管理者としては対応に限界がある。その他に関する利用者からの意見等にはきめ細かく対応している。アンケートには厳しい意見が出やすいため、内容をよく見極める必要がある。	
[改善項目] 特になし。	

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。
- ② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

【所見】

特になし。

【改善項目】

特になし。

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

(1) 管理運営の実施状況

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
- ② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
- ③ 施設の維持管理が適切に行われたか。
- ④ 指定管理者の提案による新たな取り組みは実施されたか。

【所見】

(憩いの家)

憩いの家は高齢者のための施設であり、エレベータの設置が必要である。

【改善項目】

(コミセン)

職員への研修・教育という面では、コミュニティセンター全館に関連するため、指定管理者と市が協力して行う必要がある。

(両館共通)

施設の老朽化、エレベータの設置、バリアフリー化など、ハード面の対応は行政として長期的に考える必要がある。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

- ① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供・広報活動が十分になされたか。
- ② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

特になし。

【改善項目】

(憩いの家)
2階大集会室のコンクリートの壁の安全面については、構造上やむを得ないため、管理者が注意喚起を含めて対応していく。

総 合 評 価

【所見】

特になし。

【改善項目】

(両館共通)
建物や夜間の職員の配置等の課題に関して行政側が何らかの方針を立てていくことが望まれる。